

### **第一種協定指定医療機関（病床確保）**

- 県より、第一種協定指定医療機関に指定されることについて、開設者の同意を得ている。
- 当該医療機関に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること。
- 当該医療機関の感染症の患者が他の患者等と可能な限り接触することなく当該患者を診察することができることその他医療機関における院内感染対策を適切に実施しながら、必要な医療を提供することが可能であること。
- 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間（※１）において、佐賀県知事の要請を受けて、通知（※２）または医療措置協定の内容に応じ、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する体制が整っていると認められること。

### **第二種協定指定医療機関（発熱外来）**

- 県より、第二種協定指定医療機関に指定されることについて、開設者の同意を得ている。
- 当該医療機関に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること。
- 当該医療機関を受診する者が、他の当該医療機関を受診する者と可能な限り接触することなく当該受診する者を診察することができることその他医療機関における院内感染対策を適切に実施しながら、外来医療を提供することが可能であること。
- 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間（※１）において、佐賀県知事の要請を受けて、通知（※２）または医療措置協定の内容に応じ、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行う体制が整っていると認められること。

### **第二種協定指定医療機関（自宅療養者等への医療の提供）**

- 県より、第二種協定指定医療機関に指定されることについて、開設者の同意を得ている。
- 当該医療機関に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること。
- 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間（※１）において、佐賀県知事の要請を受けて、通知（※２）または医療措置協定の内容に応じ、外出自粛対象者（自宅療養者、宿泊療養者、高齢者施設等における療養者）に対する医療を提供する体制が整っていると認められること。

（※１）新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間とは、「新型インフルエンザ等感染症等の発生等の公表が行われたときから、新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間」

（※２）県知事が公的医療機関等、地域医療支援病院、特定機能病院に対し、医療措置に関して発出する通知